

中間前払金の対象条件

中間前払金の対象となる工事については、次の全ての要件を満たすものとする。ただし、中間前払金の請求前に、請負代金額の全部又は一部について、代理受領又は債権譲渡をしている場合は、中間前払金の対象としないものとする。

- (1) 1件の請負代金額が50万円以上で、かつ、工期が90日を越える工事であること。
- (2) 既に前払金を支出している工事であること。
- (3) 中間前払金に関し、公共工事の前払金保証事業に関する保証事業会社の保証が行われていること。
- (4) 工期（債務負担行為分については、当該会計年度の工事実施期間）の2分の1を経過していること。
- (5) 工程表により工期（債務負担行為分については、当該会計年度の工事実施期間）の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (6) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額（債務負担行為分については、当該会計年度の出来高予定額）の2分の1以上の額に相当するものであること。

中間前金払手続の流れ

